

松江市告示第438号

松江市税賦課徴収条例施行規則(平成17年松江市規則第53号)第4条の2第2項の規定により、市民の福祉の増進に寄与する寄附金として指定したので同条第3項の規定により告示する。

令和5年7月20日

松江市長 上 定 昭 仁

記

法人又は団体の名称	主たる事務所等の所在地	事業所名	寄附金等の目的又は充てようとする事業名	寄附金等の名称	市民税における寄附金控除の対象期間
社会福祉法人 虹の子福祉会	松江市西津田九丁目2番40号	虹の子保育園	運営事業	運営事業費寄附金	令和5年7月18日から